

新潟市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市ホームページ（以下「市ホームページ」という）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告等の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、バナー広告及びそのリンク先ページの内容が、新潟市広告掲載要綱第3条第1項各号及び新潟市広告掲載基準第5条各項のいずれかに該当するものは掲載しない。

2 広告を掲載しようとする者が、新潟市広告掲載基準第4条各号のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲載しない。

(広告バナーの規格)

第3条 広告バナーの規格は次のとおりとする。

- (1) 縦70ピクセル、横180ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG
- (3) アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可
- (4) データ容量 8KB以下

(広告バナーの表現)

第4条 広告バナーの表現については、市ホームページのページデザイン及びユーザビリティを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- イ アラートマーク
- ウ ラジオボタン
- エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(2) GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする。

(3) 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- ア 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- イ 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが新潟市の事業であると誤認しやすいもの。

(4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(5) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告掲載位置)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページの目的を妨げない限度において市長が別に定める。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。

2 市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

3 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集方法は、市長が別に定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、新潟市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告案（電子データを含む。）を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。その際、市長は必要に応じて、広告掲載希望者に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について新潟市ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は新潟市ホームページ広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により広告掲載希望者へ通知する。

2 市長は、広告掲載希望者が第5条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんしている法人又は団体の広告

(2) 第2順位 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）

(3) 第3順位 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(4) 第4順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）

(5) 第5順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）

(6) 第6順位 前各号に掲げるもの以外の広告

3 前項の規定によっても順位が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 第9条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を遵守する旨の承諾書（別記様式第4号）を市長に提出する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料については、市長が別に定める。

2 広告掲載料は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに納入するものとする。

(広告バナーの作成及び提出)

第12条 広告主は申込時に提出した案による広告バナー（電子データ）を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載決定の取消)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告バナー（電子データ）の提出がないとき。

(3) 広告主、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

(リンク先ページ等の変更)

第14条 市長は、広告掲載の後にリンク先ページの内容等が法令に違反し、若しくはその恐れがあり、又はこの要領に抵触していると判断したときは、リンクの一時的解除及び内容等の変更を広告主に対して求めることができる。

(広告の削除)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を経ることなく、掲載の一時中止又は広告の削除をすることができる。

(1) 前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(2) 市ホームページに掲載している広告、そのリンク先ページの内容又は広告主が第2条各項のいずれかに該当することとなったとき。

2 本市は、前項の規定により掲載の一時中止又は広告の削除をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告等の変更)

第16条 広告主は、1か月を単位として広告バナー又はリンク先ページアドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告バナーを変更する場合は、変更する月の前月の15日までに、市長に、新潟市ホームページ広告変更申込書(別記様式第5号)を提出するものとする。ただし、広告バナーを変更する場合は、申込書の提出の際に変更後の広告バナー(電子データ)を添えるものとする。

3 第8条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(広告掲載の取止め)

第17条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告の掲載の取止めを市に求めることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り止めようとするときは、市長に新潟市ホームページ広告掲載取止申出書(別記様式第6号)を提出するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り止めた場合は、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第19条 市長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ掲載期間の延長が困難なときは、既納の広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告バナー及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第9条第1項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年9月30日から施行する。

(新潟市ホームページ広告掲載取扱要綱及び新潟市ホームページ広告掲載取扱要綱に係る運用基準の廃止)

2 新潟市ホームページ広告掲載取扱要綱及び新潟市ホームページ広告掲載取扱要綱に係る運用基準は、廃止する。

(経過措置)

3 現に広告掲載の決定を受けたものは、従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月29日から施行する。

新潟市ホームページ広告掲載申込書

（あて先）新潟市長

広告掲載希望者	住所（所在地）	
	法人名（名称）	
	代表者職氏名	
	担当者氏名	
	連絡先（T E L）	
	（F A X）	
	（E メール）	

新潟市ホームページ広告掲載取扱要領第 8 条の規定に基づき，次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月）
掲載希望ページ	〇〇〇〇トップページ
リンク先URL	http://
業種	
広告の内容	
その他	申し込みにあたっては，新潟市ホームページ広告掲載取扱要領（平成 年 月 日制定）に定める事項を承諾し，及び遵守します。

備考 次の書類を添付してください。
・ 広告案（電子データでも可）

別記様式第 2 号（第 9 条関係）

新 第 号
年 月 日

住所
様

新潟市長

新潟市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった市ホームページへのバナー広告掲載について、次のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 掲載希望ページ ○○○トップページ
- 3 広告掲載料 金 , 円
- 4 広告掲載料の納入
年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。
- 5 その他
年 月 日までに同封の承諾書（別記様式第 4 号）を提出してください。

別記様式第 3 号（第 9 条関係）

新 第 号
年 月 日

住所

様

新潟市長

新潟市ホームページ広告不掲載決定通知書

年 月 日付で申込みいただいた市ホームページへのバナー広告掲載については、次の理由により掲載できないことになりましたので、通知します。

記

不掲載の理由

年 月 日

承 諾 書

（あて先）新潟市長

広告主 住所（所在地） _____
 法人名（名称） _____
 代表者職氏名 _____
 担当者氏名 _____
 連絡先（TEL） _____
 （FAX） _____
 （Eメール） _____

新潟市ホームページ広告掲載取扱要領第10条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

- 1 広告の内容及び条件
 広告掲載ページのデザイン等の変更に伴い、バナー広告の掲載位置や並び順が変更となる場合でも異議は申し立てません。
- 2 その他
 新潟市ホームページ広告掲載取扱要領に定める事項を承諾し、及び遵守し、市からバナー広告掲載に関する指示があった場合には誠実に対応します。

新潟市ホームページ広告変更申込書

（あて先）新潟市長

広告主	住所（所在地）	
	法人名（名称）	
	代表者職氏名	
	担当者氏名	
	連絡先（T E L）	
	（F A X）	
	（E メール）	

新潟市ホームページ広告掲載取扱要領第 1 6 条の規定に基づき，次のとおり申し込みます。

変更後の リンク先URL	http:// (リンク先の変更が必要ない場合，記入は不要です。)
変更後の 広告の内容	

備考 広告バナーを変更する場合は，広告バナー（電子データ）を添付してください。

新潟市ホームページ広告掲載取止申出書

（あて先）新潟市長

広告主	住所（所在地）	
	法人名（名称）	
	代表者職氏名	
	担当者氏名	
	連絡先（T E L）	
	（F A X）	
	（E メール）	

新潟市ホームページ広告掲載取扱要領第 1 7 条の規定に基づき，次の理由により広告掲載を取り止めます。

広告掲載 取止めの理由	
----------------	--